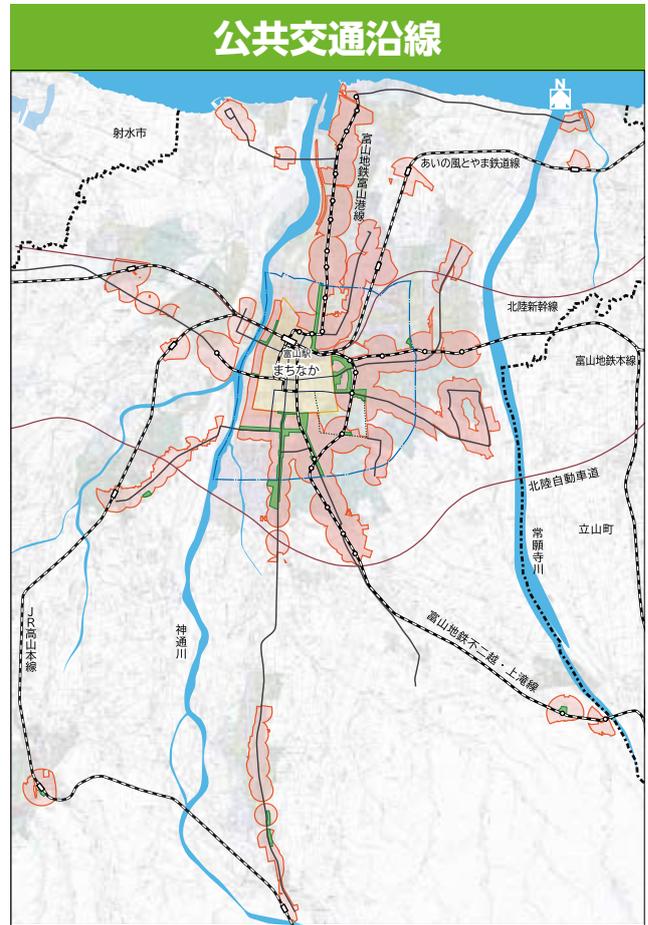
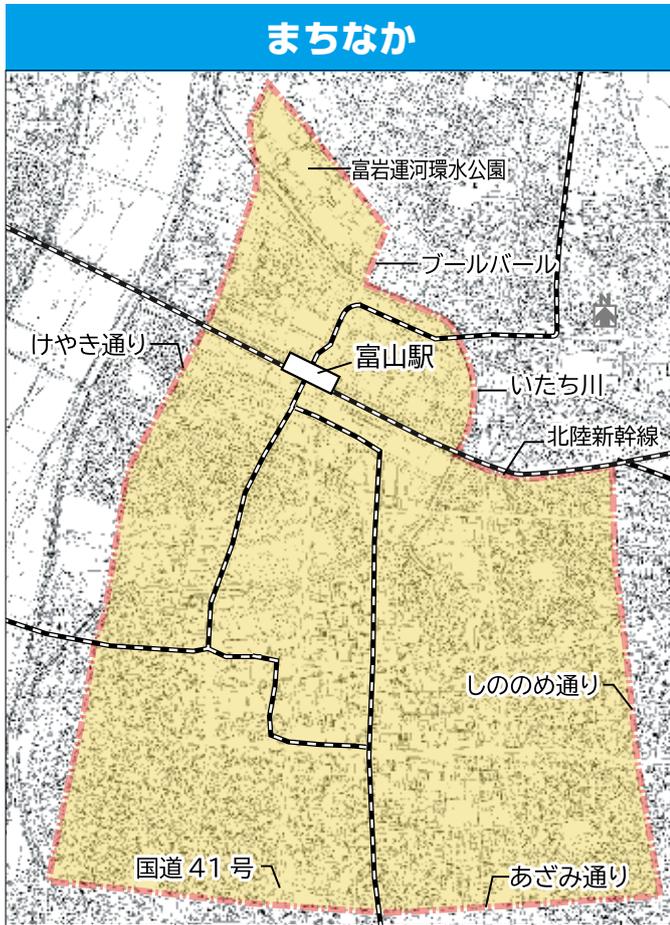


コンパクトなまちづくりの実現に向け、「まちなか」や「公共交通沿線」での住宅購入や家賃などに支援を行っています。
要件など詳細は、市ホームページをご覧ください。



対象区域…

対象区域の詳細は、「インフォマップとやま」をご覧ください▶



| 住宅取得支援 | 対象区域 | まちなか | 公共交通沿線 |
|--------|------------|--|------------------|
| | 概要 | 一定水準以上の住宅を新築・購入し居住する方に補助します。 ※リフォーム補助と併用可。 | |
| | 補助額 | 金融機関からの借入額の3% | |
| | 補助限度額 | 1戸あたり50万円 | 1戸あたり30万円(上乗せあり) |
| | 申請期限 | 戸建て住宅は所有権登記から半年以内、分譲マンションは1年以内 | |
| ページ番号 | No.1006634 | No.1006644 | |

| リフォーム補助 | 対象区域 | まちなか | 公共交通沿線 |
|---------|-------|--|------------|
| | 概要 | 中古住宅の取得または世帯員増加のためにリフォームされる方に補助します。 ※住宅取得支援と併用可。 | |
| | 補助額 | 住宅リフォームにおける工事費の10%(上限30万円) | |
| | 申請期限 | 中古住宅取得の所有権登記日または世帯員が増加した日から1年以内かつ工事着工前 | |
| | ページ番号 | No.1006638 | No.1006647 |

| 家賃助成 | 対象区域 | まちなか | 公共交通沿線 |
|------|-------|--------------------------|-------------------------------|
| | 概要 | 民間賃貸住宅へ転居・転入してきた方に補助します。 | 民間賃貸住宅へ転居・転入してきたひとり親家庭に補助します。 |
| | 補助額 | 月額 上限1万円(最長3年間) | |
| | ページ番号 | No.1006635 | No.1011129 |

とやまチャレンジ創業応援補助金のお知らせ

岡商工労政課 ☎443-2070

新事業・新産業の創出、地域経済の活性化を図るため、市内で創業にチャレンジする方を応援します。

| | | | |
|-------------|---|--------------|---------------------|
| 対象者 | 市内で新たに創業する方 (ただし、5年以内に特定創業支援等事業による支援を受けた方に限る。) | 対象経費 | 店舗等改装費、 広告宣伝費 など |
| 補助金額 | 対象経費の2分の1(上限50万円) | 申請開始日 | 7月3日(月) |



対象者や申請方法など詳細は、とやま起業・創業ガイド「未来のとびら (<https://toyama-sogyo.jp/>)」をご覧ください。
起業に関するさまざまな情報を掲載しています。



妊婦健診費用・初回産科受診料を助成します

岡こども健康課 ☎443-2248

多胎妊娠の方へ

妊婦健診費用を追加で助成します

令和5年4月1日以降に、妊婦健康診査を14回を超えて受診し、自己負担が発生した方に対し、妊婦健康診査費用の一部を申請により助成します。

対象 次の①②どちらも該当する方

①多胎妊娠であり、妊婦健康診査受診日に、富山市に住民票がある方

②妊婦一般健康診査を14回を超えて受診された方

助成額 県内外の産科医療機関等の窓口で支払われた、基本的な妊婦健康診査費の料金(上限5,000円、5回まで)

申請期限 最後の妊婦健康診査受診日から1年後まで

低所得の妊婦の方へ

初回産科受診料を助成します

令和5年4月1日以降に、妊娠判定のために、初めて産婦人科などを受診し、検査を受けた方の受診料の一部を申請により助成します。

対象 住民税非課税世帯または生活保護受給世帯で、初回産科受診日および申請日に、富山市に住民票がある方

助成額 県内外の産科医療機関等の窓口で支払われた、初回産科受診料(上限10,000円)

申請期限 初回受診日から3カ月後まで



申請方法(共通)

申請期限までに、領収書と明細書、本人(妊婦)名義の通帳、母子健康手帳(多胎妊娠の方のみ)を持参のうえ、こども健康課(市役所3階)、各保健福祉センターで申請してください。窓口で申請書を記入していただきます。

火災から **命** を守る『住宅用火災警報器』

岡消防局予防課 ☎493-4141

全ての住宅において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
右のグラフが示すとおり、住宅用火災警報器を設置することで、住宅火災による死傷者を格段に少なくすることができます。

火災から大切な命を守るため、必ず設置しましょう。

適切な維持管理を

- ◆定期的に点検ボタンを押すなどして、正常に作動するか確認しましょう。
- ◆ほこりなどが入ると正常に作動しない場合があります。定期的に掃除をしましょう。
- ◆電子部品の寿命や電池切れなどで、正常に火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に取り換えましょう。

平成21年～令和4年に市内で発生した住宅火災による負傷者と死者の人数

